

利息制限法施行令の概要

1. 目的

貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第115号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、債権者の受ける金銭のうち利息とみなされない費用、保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者等を定めるものである。

2. 具体的内容

(1) 第1条関係

利息制限法第6条第1項の委任に基づき、金銭消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭（みなし利息）のうち利息とみなされない費用を、①ローンカードの再発行の手数料、②貸金業法の規定に基づき債務者に交付された書面の再発行等の手数料、③債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続の費用と定めるものである。

(2) 第2条関係

利息制限法第6条第2項第3号の委任に基づき、契約締結又は債務弁済におけるATMの利用料のうち利息とみなされない額の範囲を、①入出金額1万円以下の場合には105円以下、②入出金額1万円超の場合には210円以下と定めるものである。

(3) 第3条関係

利息制限法第8条第4項の委任に基づき、主たる債務者が個人である場合において同項が適用される保証人となることができる「保証の業務に関して行政機関の監督を受ける者」として、各種金融機関・組合等を定めるものである。

(4) 第4条関係

利息制限法第8条第7項第1号ハの委任に基づき、保証料支払におけるATMの利用料のうち保証料とみなされない額の範囲を、①入金額1万円以下の場合には105円以下、②入金額1万円超の場合には210円以下と定めるものである。

(5) 第5条関係

利息制限法第8条第7項第2号の委任に基づき、保証に関し保証人の受ける保証料以外の金銭（みなし保証料）のうち保証料とみなされない費用を、①保証料支払用カードの再発行の手数料、②主たる債務者が弁済期に弁済できなかった場合に行う再度の口座振替手続の費用と定めるものである。

3. 施行期日

改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（改正法の施行日（平成19年12月19日を予定）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。